

北海道環境審議会関係規則

○北海道環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、環境の保全に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（次条第1項の事務に係る議事については、特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第6条 審議会に、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務を行う特別委員を置く。

- 2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会には、当該部会の委員に特別委員を含めるものとする。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○北海道環境審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道環境審議会条例（平成6年北海道条例第34号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、会長が指名する委員（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあつては、会長が指名する委員及び特別委員）及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。

(部会の会議)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、所属する委員（水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあつては、特別委員を含む。次項において同じ。）及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会への報告)

第4条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○北海道環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道環境審議会条例（平成6年北海道条例第34号。以下「条例」という。）及び北海道環境審議会条例施行規則（平成6年北海道規則第77号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、企画部会、循環型社会推進部会、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会のほか、必要と認められる部会について、会長が審議会に諮って設置する。

2 審議会が、別に指定する事項（以下「指定事項」という。）については、審議会の付託があったものとみなす。

3 前項に規定する指定事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会長)

第3条 規則第2条第3項の規定により互選された部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門委員の任期等)

第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、再任されることができる。

(特別委員の任期等)

第5条 特別委員の任期は、2年以内とする。ただし、特別委員が欠けた場合における補欠の特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員は、再任されることができる。

(会議の公開)

第6条 北海道環境審議会は、会議を公開とする。

2 北海道環境審議会の部会は、原則として会議を公開とする。ただし、部会の開催にあたり、次の事由に該当する場合は、部会の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、北海道環境生活部環境局環境政策課において処理する。ただし、部会の庶務は、それぞれの事務を所掌する課が処理する。

(会長等への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

○北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項について(抜粋)

北海道環境審議会運営要綱第2条第2項に規定する指定事項は、次のとおりとする。

1 水環境部会

(1) 環境基本法関係

ア 第16条第2項の規定に基づく生活環境に係る環境基準の水域類型の指定

(2) 水質汚濁防止法関係

ア 第3条第3項の規定に基づく排水基準の設定

イ 第16条第1項の規定に基づく測定計画の作成

(3) その他

ア 個別の開発行為が及ぼす水道水源への影響

北海道環境審議会関係法令（抜粋）

○環境基本法

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 43 条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○自然環境保全法

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 51 条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する主要事項を調査審議する。

○水質汚濁防止法

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第 21 条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第 43 条第 2 項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。